

**【資料3】**

令和4年(2022年)8月31日  
滋賀県公文書管理・情報公開・個人  
情報保護審議会 個人情報保護部会

議会の個人情報保護制度について(報告)

現在、滋賀県個人情報保護条例においては、実施機関に議会が含まれているところ、改正された個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)が施行されたことにより、地方公共団体の機関から議会が除外される(改正法第2条第11項第2号)こととなった。これは、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、改正法が定める規律の適用対象とされないものである。

このため、議会では、現在「(仮称)滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を制定する予定である。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等またはこれらの不作為について審査請求があったときおよび個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき等については、他の実施機関同様に滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問等をする方向で検討している。